

第5回流山市市民参加推進委員会 議事録（概要）

- 1 日 時 令和4年2月18日（金）午後1時30分～午後3時30分
- 2 場 所 流山市役所第2庁舎3階 301会議室
- 3 出席委員 吉永委員、和田委員、秋山委員、宮本委員、
坂井委員、高山委員、羽田野委員、竹井委員
- 4 欠席委員 無
- 5 傍聴人 3名
- 6 事務局 斉藤コミュニティ課長、川名課長補佐、池田課長補佐、
安達係長、内田主任主事、田久保主事

7 議題

- （1）市民参加制度の運用ルール見直しについて
- （2）令和4年度の市民参加推進委員会の議題内容について
- （3）その他

8 議事内容

委員長

ただ今から、流山市市民参加推進委員会を開催する。

本日の出席は、ただ今のところ7名で定足数に達しているので、会議は成立していることを報告する。

事務局

傍聴希望者がいるため説明する。本日2名の方より傍聴希望の申し出があった。

本委員会は、「流山市審議会等の委員の選任及び会議の公開等に関する指針」第9条に基づき、会議は公開となっていることから、傍聴を許可したので報告する。なお、傍聴者に対しては、会議開催中は、発言を控え、静穏に傍聴することとし、拍手その他の方法により、賛否を表明しないこと、等傍聴時の遵守事項を事務局から説明し、傍聴者に了承いただいていることを付け加える。

配布資料を確認する。次第、市民参加条例に基づく手続案内のたたき台の修正案、令和4年度市民参加推進委員会の議題内容について、流山市市民参加推進委員会の評価シートの記入基準である。不足等ないか確認願いたい。

次に本日の議事について説明する。市民参加条例に基づく手続案内のたたき台を修正いただいた後、令和4年度市民参加推進委員会の議題内容を議論する。

委員長

では、「議題(1)市民参加制度の運用ルールの見直しについて」事務局から説明願いたい。

事務局

手元にある手続案内のたたき台の修正案を御覧いただきたい。まず、前回意見をいただいた4点について修正したので確認する。

1点目は3ページ、下の図のモデルパターンの図の点線で囲んだ部分である。前回は「早期実施」とだけ書いていたが、早期実施する理由を書いた方が良いという意見があったため「より多くの市民から意見を引き出すため、早期実施」と文言を修正している。

2点目は4ページ、「2 市民参加の方法の選択」についてだが、「2つ以上」としていたが、2つだけ市民参加の方法を実施すれば良いという印象を持たれるという意見があったため、「複数」と変更した。

3点目は9ページのパブリックコメント8箇条、14ページ(5)について使用している文言が統一されていなかったため、実施シートの文言と統一し「タイトル」に変更した。

4点目は24、25ページの最終行の文言を「〇〇かもしれません」という表現を「見込まれます」とした。

以上4点が前回いただいたご意見を基に修正した部分となる。

委員長

意見のある方お願いしたい。

A委員

前回の議論の延長からすると、この4点の見直しというのはその通りであるが、これを初めて傍聴されている方が、字句や表現の変更をやっているだけで何の事なのかわからないと思うし、我々委員会としても、今、何を審議しているのか位置付けがわかるように、なぜ運用ルールを変えているのかという意識を統一するために少し補足して説明するべきである。

市民参加推進委員会前期の中で課題が見えて、建議をして、その中から運用ルールを見直すことが今期のテーマとなり、その課題がどこにあるから、2つ以上という表現を複数に変えたということである。表現を変えた、その辺りの認識を残すようにしていかないと何を変えたかがわからない。

委員長

事務局から補足で説明いただきたい。

事務局

建議の中でマニュアル(市民参加条例に基づく市民参加の手続案内)の改正についても言及いただいていた。

先程申し上げた改善点の2点目については、前回の委員会の中で2つ以上という表現だと、2つだけで良いと捉えてしまうかもしれないため、条例上の表現と合わせて複数と文言を変えた。

3点目の修正点であるが、以前は「サブタイトル」と表現されていたが、マニュアル(市民参加条例に基づく市民参加の手続案内)の中の同じ表現を指す文言が統一されていなかったため、職員が作成する市民参加実施シートに使用している「タイトル」という文言に合わせた。

そもそもこの市民参加推進委員会で、職員向けの手続案内(市民参加条例に基づく市民参加の手続案内)をなぜ見直しているのかということであるが、より多くの市民の方から意見を賜る時に市民参加の手続の方法を担当課が予め理解していれば、効果的に(市民参加条例の手続を)実施することができるのではないかということである。その事業にあった市民参加の方法、タイミングの問題などがもう少しわかりやすい方が良いとか、現実的にできるものなのかどうかという議論があり、タイミングさえ合えば良いのかなど、よりフィット感が上がるように、事業担当課が良い手続を行えるよう、この委員会で議論いただいているという認識でいる。

A委員

それは理解しているが、こういう会議をやる時に、出てきた資料はずっと残ると思うが、今日の資料をみる限り、見直しました、字句を統一しました、変えました、表現を変えました、というのが見直しですかというようにしか見えない。去年まで、現状と言えれば良いのかわからないが、今使われている手続案内(市民参加条例に基づく市民参加の手続案内)があって、それに対してこのように変えて、前回議論して、変えたところで表現の統一があるということなのでそれを残しておかないとわからない。

元々、以前の手続案内(市民参加条例に基づく市民参加の手続案内)に対して、特に3ページなんかは特に変わっているが、なぜ変えたかという事業の特性に合わせて、参加の方法について、時期を早めることや、タイミングをわかりやすくするなど、ビフォーアフターというのがきちんと整理されていて、それに加えて字句の統一というのがある。それが見えた方が良くと思う。

事務局

新旧対照表ということか。

A委員

新旧対照表がなぜ必要かという、建議があって、市長からの指示もあって、我々は市民参加をより良くできるように議論をしているというポジショニングをきちんとした方が良くというように感じた。最終的にまとめ上げた時は、違いがわかるようにして欲しい。

事務局

検討する。

B委員

3ページの点線の追加だが、パブリックコメントの早期実施の理由について、より多くの市民から意見を引き出すためというのが気になる。そもそもパブリックコメントを早くやるということについては、職員の方から、案が固まってしまった後にパブリックコメントをやっても反映できないし、無駄ではないかという話があったことを受けてのことである。パブリックコメントを早くやると、反映できる多くの意見を引き出せるということになると思うが、反映できるのかというと、本当にそうなのかと疑問である。要検討だと思うがいかがか。

事務局

御指摘のとおり、意見を反映するための早期実施ということではなくて、反映できる段階で多くの意見を集めることが重要なため、このような表現にした。

反映するために早期実施としなかったのは、パブリックコメントは必ずしも意見を反映させなければいけないというものではないので、このような記載にしている。反映させるためにまずは多くの意見を引き出すことが大切と考える。

B 委員

この文言だけだと、早くやるとなぜ多くの市民から意見を引き出せるのかと聞かれた時に答えられないのではないか。少なくとも、これを見ただけだと因果関係がわからない。違う表現はないか。必ずしも反映させないといけないということでもないようだ。

政策決定の早い段階でやることの意味は、多くの意見を集めることではなく、少なくとも、すばらしい意見をこの段階で得られたから反映できましたというのが正しいと思う。

事務局

多いか少ないかということよりは、反映できる意見をもらえるか、もらえないかが大事と考えている。

B 委員

意見を反映できる段階で、パブリックコメントをやるかやらないかということ。今までは素案が固まった最終段階でパブリックコメントを実施していたが、それでは意見が反映できないということだったので、何のためにやっているのかという意見が職員の方からあった。

A 委員

意見を引き出すためではなくて、意見を反映できるようにするためにというように変えたらどうか。

B 委員

それは良いかと思うが、そうすると反映しないといけないように見える。

C 委員

言葉としては段階、期間を長くするとするか。

D 委員

より多くの意見を引き出すためとか。

B 委員

そうすると、告知の仕方を深くするなど、より関心を持ってもらえるようにという方向性になる。広く知ってもらうためには、告知など、今までのやり方を変えない限り難しいのではないか。

有効な意見を政策に反映でき得るように早く示すとするのはどうか。

A 委員

良いと思う。意図しているのはそういうことである。ここが肝だから、ここに書いてあることが今回のポイントであり、反映できれば個別の箇所については、手直ししなくて良いと思う。

B 委員

やはり政策に反映という言葉は使いたくないのか。

事務局

全てが反映できるわけではないので、そこが誤解を生じないようにというところはある。とはいえ、これは職員向けの案内なので、外に出すものではない。

B 委員

有効な意見というのはいか。そういうものがあれば早く出してもらった方が良い。

事務局

有効な意見というのはいか。

副委員長

B 委員の意見は良いと思ったが、ここに入れるには文章が長すぎるので、米印として欄外に入れるのはどうか。

「より多くの市民から幅広い意見を引き出し、有効な意見を政策に取り込むようにするため」、程度にしておくのはどうか。全部が全部入れられる訳ではないと思う。

C 委員

点線の中で、「より多くの市民から」というのは、その上の、「2 職員に求められていること」の2行目に入っているの、ここを変えるのはどうか。または前回の時にできるだけ早く実施するという意識付けのために記載するという話があったので、やはり多いとか、幅広いとかではなく、時期をとか、段階というようにしたら良いのではないか。

時期が早ければ反映できたかもしれないということがあり得るならば、そういうニュアンスの方が良いと思う。

副委員長

D委員がおっしゃった、周知するという言葉も入れたい。より多くの意見を周知し、幅広い意見を聴きだしてとする。まずは周知でとにかく知らせることが大切だと思う。

D委員

今おっしゃられた「2 職員に求められていること」の2行目のところにその文章を入れたら良いのではないか。それとB委員がおっしゃったものを点線の枠に入れる。

委員長

本文中に強調していれば、点線の枠に入れなくても済む。最初に戻り、点線の枠の部分は早期実施だけにして本文のところを丁寧に説明したら良い。下線を引くなど強調しても良いかと思う。

では、今の意見をまとめる。本文に今までに出された意見を全て入れる。長くなるので1行目で切るのはどうか。「形式的な実施ではありません。」で、「事業の内容や性質も応じた」の後に、「より多くの市民に周知し、多くの意見を集め、より政策に取り込めるようにする」として、その説明を厚くする。その辺りを工夫して欲しい。

事務局

点線の枠のところの「早期実施」は残した方が良いか。

D委員

そこに書いてあれば点線の枠の意味が伝わる。

委員長

他いかがか。

確認だが、4ページの複数の背景は、私の理解だと、2つ以上ということだと、2つというところに囚われてしまい、2つやれば良いという意識になるから、それを避けるためだというもの。大事なのは、市民の意見が聞きやすい方法を選択してくださいということをお願いしたいということである。その上で1つだけでなく、最適な市民参加の方法を選んで欲しいということだ。2つに囚われることを薄めて、むしろ、有効性が一番高い市民参加の方法を選択することをお願いしたいという意図がある。

副委員長

本文中にも、最も聞きやすい市民参加の方法を複数選択するというように入れた方がよいのではないか。

事務局

その文言は、スペース的には可能かと思う。

B委員

そもそも2つ以上の市民参加の方法を実施しなくてはいけないというのは、どのような理由なのか。条例制定時の理由は。前例があるのか。

事務局

より多くの声を集められるためである。

市民参加条例の逐条解説をみると、複数の手法を組み合わせることにより、多くの意見を聴取することができる。とある。

～ E委員入室～

A委員

古いものと今回のたたき台の大きな変更点という観点でみると、3ページに課題的な指摘があり、4ページ以降は従来とほとんど変わらない。

大きく追加されているのは、23ページ以降で、こういう性格の事業はこの市民参加の方法が良いというようにパターンが整理されている。これはその事業に対して一番理想とする形がわかるようにまとまっている。それを考えると23ページからの「7 各施策における参加方法」に書いてある、計画の策定、変更、条例のような、7に書いてあるこのパターンで事業というのは収まるのか。

収まる形で整理されているということだと思うが、政策提案制度が浮いてしまっている。3ページにモデルパターンがあり、時間軸がわかるが、政策提案制度のモデルパターンは決まっているのか。「7 各施策における参加方法」の中で整理されているパターンには入らないのか。

事務局

政策提案制度は、市民投票条例が施行される時に初めて使われ、それ以来は実施がない。

A委員の御指摘のとおり、案件によっていつ来るかわからないものである。市民からの提案を受けてから進み出すものであり、その案件により進み方が何パ

ターンもあるようなもので、適宜という表現になっている。

A 委員

ボトムアップで市民から上がってくるのが政策提案制度だとすると、市がつくるものとは性格が違うので、例えば、19ページの「5 政策提案制度」は後ろの方で別枠にした方が良い。「7 各施策における参加方法」に書いてあるものや市民からわいてくるものとは別だと思う。「5 政策提案制度」に書いてあることは、他の手法から孤立しているように見えるから、モデルパターンに入れなくて良いのではないか。整理の仕方によっては、分かりやすくなる。

委員長

追加で意見ある方はどうぞ。

副委員長

A 委員の意見は、「5 政策提案制度」の後ろに何らかの形で説明が欲しいということか。

A 委員

マニュアルの整理の仕方だけかもしれない。政策提案制度は別枠なため、「5 政策提案制度」を「7 各施策における参加方法」にいれるという順番の話かもしれない。

委員長

流れとしても良いのではないか。

事務局

「1 パブリックコメント」から「5 政策提案制度」と番号があるが、これは市民参加条例2条記載されている市民参加の方法の順番のとおり明記されているものでそれに合わせている。

委員長

それはそれで良い。

モデルパターンに政策提案制度を入れない方が良いと考える。3ページの図ところに「適宜」と書いてあるが、どこも該当しないことがわかる。

事務局

市民の方が提案してくれたものをやる形が多いので当てはまらないということになる。

B委員

最初に市民が参加しているとも言える。

委員長

適宜は違和感がある。モデルパターンに加え政策提案制度という形で枠外に出すのが良いのではないか。

B委員

モデルパターンから外れているため、ここに入れるべきではない。

事務局

職員が提案するものではないので、モデルパターンから外させていただいてもよいか。その方がわかりやすいと思う。

委員一同

承知した。

委員長

この委員会では諮問と建議と2つあるという話だが、つまり諮問に対して答申を作成しているが、本来は別建てで建議をすることは可能である。それを混合させてはいけないという話と同じであろう。

今回は、有意義な修正がされていると思う。他にあるか。

D委員

29ページの参考資料になるが、これはパブリックコメントを見て意見を書く紙という認識で良いか。この用紙を市民が見て、意見を書いて、下の提出方法を見ながら書くことになるのか。そのブランクという認識でよいか。

郵送やFAX以外は、このブランクで出すが、メールアドレスから提出する場合は、メールアドレスを長々と打つことになる。長々と打つのは大変なので、二次元コードを付けるなどはどうか。若い世代はスマートフォンで意見をすぐに言えると思うので是非付けて欲しい。

事務局

承知した。

委員長

今の確認だが、メールの場合の書式はこれでも良いということか。

B委員

任意様式かと思う。

委員長

何でも良いという理解で正しいか。ここに書いてある項目を満たせば、それで良いということか。

事務局

様式自体は任意である。

副委員長

名前や住所とか、この様式に書いてあることが満たされていればということだと思う。

D委員

それであれば、二次元コードは有効だと思う。

副委員長

3ページのところだが、政策提案制度により提案があった場合は適宜採用しますとか、そういう文言は入れなくてよいのか。求められている事なので、あった場合はやらなくてはいけないという事ではないのか。

事務局

政策提案は先程言ったように、市民の方から提案いただくことなので、ここには載せなくて良いと思う。

副委員長

職員が積極的にやるものではないというものか。理解した。

委員長

他にはあるか。

A委員

大体的見直し方法や内容は固まってきたと思うが、これからこの手続き案内の回覧スケジュールというのはどんな感じなのか。

事務局

ご意見いただいたものを修正し、一度みなさまにメールさせていただき、それで許可がおりたら、一斉配布していく。

A委員

時間軸は。次年度には運用が始まるということで良いか

事務局

そうである。遅くても年度内にはと思っている。

B委員

手続案内(市民参加条例に基づく市民参加の手続案内)改訂後の改訂内容がきちんと実施されているかどうか、評価はいつ、どのようにやれると考えているか。

例えば、先程決まった目的を基にパブリックコメントを実施するタイミングを早められたか、とかそういうことである。事業の評価とは違うのかもしれないが、PDCAサイクルの話である。

事務局

市民参加の方法を行う上で、事業担当課で作成する市民参加実施シートに欄を設けるなどして、なぜこの手法にしたかというようなことを聞いても良いと思う。それにより、何か変わったかということを知ることでもあるのではないかと考える。

委員長

まず、市民参加推進委員の各自が、この観点から評価することが何もしないでできることである。加えてやるとしたら、評価シートに項目を設ける。さらにやるとすれば、別途改善されたか確認することになるのではないか。坂井委員が言っているのは、この別途ということか。

B委員

個々の対象事業で出てきたところが、今までと違う有効な意見が得られたのかということ、そういうことをレビューしていくという意味で言っている。全体として、この考え方が生かされているかということを確認できればと思った。方法論までは考えていない。

委員長

個々の対象事業に対してというよりは、市の全体がこの手続案内に則ってやれていたかということを確認しないといけない。

A委員

来年度から新しいバージョンで取り組まれるということであれば、その結果は令和5年度に我々が評価するタイミングでわかると思う。理想的なのは、新しい手続案内(市民参加条例に基づく市民参加の手続案内)に則って手続を進めているかを同時に確認するのが理想的だとは思いますが、我々市民参加推進委員会がみられるのは結果であって、1年経過後だと思う。そこで評価できる。

委員長

ということは、普段の市民参加推進委員会の評価の中で結論がでるという認識か。

A委員

改善されたかどうかは、普段の市民参加推進委員会の議論の中で結論が出る。

委員長

いずれにせよ、来年度の市民参加推進委員会の業務内容には当然入ってくるものである。

副委員長

質問だが、二次元コードを付ける話が出ており、それと同じように事業概要についても二次元コードをつける話が出たが、事業概要についても二次元コードで飛ぶことは可能か。公民館などに設置してある資料をその場で読むのは大変だと思うので、ホームページの掲載箇所に飛ぶことができれば便利だと思うが、難しいことなのか。

事務局

それほど難しくはない。

副委員長

それなら、資料の置いてある横に二次元コードを持ち帰ることができるようにしたら良いのではないか。それこそ簡単に概要を見られるし、意見を提出するならここというようにしたら良い。

事務局

良いと思う。

D委員

資料のファイルの表面などでも良いからあると良いと思う。

事務局

検討する。

副委員長

13ページに閲覧ファイルの表紙写真が載っているが、その写真を二次元コード入りの表紙と差し替えて入れて欲しい。

B委員

話が戻るが、パブリックコメントを早くやるということだが、評価シートの記入基準「評価シート 市民参加の方法のスケジュールの妥当性について」に関して、ここに基準として加える必要はないか。今回議論している目的によって早めを実施するという事にはなっていない。

委員長

B委員が指摘されているのは、資料2の、我々、市民参加推進委員会の評価基準のことを言っている。

こちらにもパブリックコメントが早期に実施されたかどうかをチェックするという事を書くべきではないかと。

B委員

「べき」とまでは言わないが、必要かなと思った。期間のことであって、スケジュールの部分までは書かれていないのではないか。

委員長

1行目にできるだけ早い時期から行われたかどうかということは書いてあるが、これをパブリックコメントについても改めて書くということか。1ページの「評価シート 市民参加の方法のスケジュールの妥当性について」で全体にかかっている、できるだけ早い時期から行われたかどうかと書いてある。

他いかがか。

A委員

22ページに「6 その他の効果的と認められる方法」というのがあって、その中にPI、パブリック・インボルブメントというのがある、これがどういうものかという、計画の初期の段階からなんとか、と説明があるが、パブリックコメントを早期にやることとどう違うのか教えて欲しい。

委員長

パブリック・インボルブメントというのは、市民参加そのものを指す言葉であり、市民参加全体を表す言葉なので、ここに市民参加の方法として入れるのはどうなのかわからないが、過去にパブリック・インボルブメントを用いて事例はあるのか。

事務局

関係する市民等について聞くとあるので、それを考えると、保育所の利用者に意見を聞いたと事例はある。

委員長

それは、普通の市民参加の手法の一つとしてやっていて、パブリック・インボルブメントとして取り上げる必要はないと思う。

事務局

過去にやった例は見当たらない。

委員長

確認であるが、その他の効果的と認められる方法を実施しているのか。

事務局

A委員の答えになっていないとは思いますが、パブリック・インボルブメントという言葉自体を使って策定したというものはないが、関係する市民に対して、アン

ケートをするというようなものは行われていて、子ども部門の方の「子どもをみんなではぐくむ計画～流山市子ども・子育て支援総合計画～」の策定の際にそうした動きはあった。市民からのアンケートを行っただけでなく、保育園や事業者に対しても意見を聴いている。それがパブリック・インボルブメントかどうかという点で明確ではないが、このような事例はある。

最初に疑問を投げかけられた、パブリックコメントとパブリック・インボルブメントの違いはということだが、パブリック・インボルブメントの定義を見ると関係者に対して情報提供し意見を求めるということであり、一方パブリックコメントは関係者に限らず広く意見を求めるというものである。誰にでも意見を求めるということが違いとして挙げられる。

A 委員

この言葉は手法として表現するものなのか、それとも市民参加全体を表すようなものなのか。言葉そのものも知らなかったので教えて欲しい。

事務局

平成17年頃、協働まちづくりといった言葉があがり始めた頃に新しい手法としてあった。

大和市で100回会議というものがあり、それに似せたような取り組みとして、流山市では自治基本条例制定の際に市民を公募し、その公募した人から意見を取り込むというような形で会議をしたという事例はある。市民参加条例ができる前の話ではある。

委員長

それを実質的にやっけていてもパブリック・インボルブメントと名乗っていない場合が多いと思う。

副委員長

関係者から意見を吸い上げるという話だと、初期段階にやっている気がする。

今、流山市で考えているのは、パブリックコメントにおいて、初期の段階で意見を吸い上げることを目指している。

事務局

かなり早い段階から、パブリック・インボルブメントのような形で意見の吸い上げをしているはずである。

副委員長

意見を吸い上げていることはわかった。

A委員

その他の方法の中に、よく実施されているワークショップは無いのか。ここに掲載しなくて良いか。

事務局

ワークショップであれば、現在も各課でやっているはずである。また事前に関係者を集めて意見交換会をするなどしており、パブリック・インボルブメントに近いものはやっている。

A委員

22ページの「6 その他の効果的と認められる方法」に書いてあるものについては、具体的なやり方のガイドはないが、市民参加の方法を列挙しているものだと思うので、やるかやらないかは別にして、キーワードがあって良いのではないかと思った。

副委員長

ワークショップというのは、無作為抽出会議に近い部類と思うが、表現の違いではないのか。

事務局

ワークショップのやり方によるが、「6 その他の効果的と認められる方法」とは別に意見交換会というのがある。意見交換会をワークショップとして位置付けてやっている担当課もある。A委員のおっしゃる意味は、初めて市民参加の手続を実施する担当課に対して示すのには良いかと思う。

B委員

逐条解説の中の「第6条(3)意見交換会の開催」をみると、ワークショップだけでなくタウンミーティングなども書かれていて、意見を交換するという大きな目的の手法の1つとしてワークショップなりタウンミーティングがあることがわかる。どこまでのレベルのものを記載するか決めれば良いのではないか。

A委員

タウンミーティングは、意見交換会に含まれるという事で理解した。

D委員

市民参加推進委員会の評価シートの記入基準でみていくと、「評価シート 市民参加の方法の選択について」に上から、審議会、パブリックコメント、意見交換会などあり、その下の「(6)その他の効果的と認められる方法」にワークショップも入ると思うので、そこにワークショップが入るのであれば書かなくて良いし、入らないなら書く必要がある。

また、市民参加実施シートを見ると、ワークショップと書いてある担当課もあるため、意見交換会の中に入れるのか、その他の手法としてやったのか書いてもらえば良いと思う。

例えば、令和3年の市民参加予定シートで学校施設課(南流山中学校移転事業)にタウンミーティングと書いている。言い方の違いという認識である。

事務局

意見交換会とワークショップの違いについては、後日こちらで整理して説明する。

C委員

話が戻るが、パブリック・インボルブメントのところだが、意見を聴取する相手に企業が入っているという部分が違うという印象があるので、そこに新たに参入したい企業も参加するという意味も含まれるのか。

D委員

過去に水道の事業で企業に聞いていた気がする。

事務局

パブリック・インボルブメントについては、こちらで整理して提示する。メールか何かになると思う。

D委員

水道の事業の時に、市民ではなく、業者にしか意見を聴取していなかったのだから、市民に関係のない話だからと言われたように記憶している。

副委員長

墓地関係の事業の時もそういう話があったので、考えてみると結構あるのかもしれない。

委員長

では議題（１）については終了する。「議題（２）令和４年度の市民参加推進委員会の議題内容について」、事務局からお願いしたい。

事務局

資料１を基に説明する。来年度も全５回を予定しているが、コロナの影響を踏まえ実施していく。

１、２回目は令和３年度の市民参加条例対象事業の評価をする。

３回目については、条例運用の改善点についてで、例えば答申に盛り込む事や前回議論された市民向けパンフレットの作成を考えている。

４、５回目は、来年度は答申の作成および提出をお願いすることになるのでその議論の場を設けたい。

まず、令和３年度の市民参加条例対象事業の評価方法についてだが、今年度同様に担当課が作成した市民参加実施シートや資料を基に評価いただく。資料から読み取れない事項については、書面で質問する形を取りたい。なお、この質問は評価の参考のためでなく、条例運用の改善のために確認が必要な事項があれば実施するというものである。

B委員

「条例運用の改善」という言葉は、今まで使われていたか。第３回は、例えばどういうことか。具体的にどのように検討していくのか。

事務局

今年度当初にお配りした書面（令和３年度～令和４年度の市民参加推進委員会の審議フローについて（案））の中で、条例の運用改善と記載しており、今回も同じ意味で使っている。

B委員

そうするとこれは、市民参加運用制度の見直しとは違うのか。

事務局

同じ意味である。

B委員

さらに見直しが必要なものがないかを議論するということが。

事務局

そうである。

副委員長

委員長が一時的に離席するため、私が議事を進める。

D委員

今議論しているマニュアルは、市民向けではなく内部向けだったが、9月は外部向けのものについて議論することで良いか。

事務局

来年度にパンフレットを作成いただく。

D委員

今回は市民向けということで良いか。

事務局

それだけではないが、議論していただくことになる。

B委員

それは条例の内容に関わるのか。パンフレットを改訂することは、条例運用の改善という範疇になるのか。

副委員長

運用する上での市民向けのパンフレットを改善していこうということである。条例施行時に作成されたパンフレットがずっとそのままだということがあった。

B委員

条例の中に、市民に対する啓蒙や啓発は入っているのか。

事務局

市民参加条例第4条に「市は、市民等が参加しやすい市民参加の機会を積極的かつ公平に提供しなければなりません。」とあり、市民等が参加しやすいように環境を整えることも市の役割だと考えている。

D委員

前回の市民参加推進委員会で配られたパンフレットを改訂するということが良いか。

副委員長

先程、手元に配られたものがあるがこれを改訂するということが。

事務局

次の議題で説明する。

副委員長

では、このパンフレットの説明をお願いします。

事務局

パンフレットについて説明する。

概要版と子ども版の案を作成した。概要版については、上半分を「市政に参加したいみなさまへ」、下半分は事例を載せることを想定している。

子ども向けだが、興味関心を抱いてもらうことを主軸に考え、文字を最小限にし、絵を用い、市に自分の考えを伝えられるという事がわかるようにした。

こちらについては、来年度中の完成を想定しているので、意見のある方は後日メール等をお願いしたい。あくまでも、次年度の市民参加推進委員会で協議いただき完成させたいと考えている。

副委員長

何か意見はあるか。

A委員

概要版の一番上に違和感がある。「市政に参加したいみなさまへ」というのは。

事務局

これはたたき台なので、これからみなさんの力を借りて良いパンフレットを作成したい。

D委員

これが最終ではないということなら、安心した。

副委員長

第3回の市民参加推進委員会に向けてやるということなので、意見交換しながらやっていきたい。事務局の方から意見交換しようということで投げかけがあるというようなことかと思うので適宜意見をお願いします。

印刷だが、白黒か、まだわからないか。

事務局

令和5年度から使用することになると思うので、予算要求でできればというところである。要求が通ればということになる。

D委員

役所に置くのはカラーが良い。学校に配って欲しいがそれは白黒が良い。学校に配ることを考えて欲しい。

事務局

その辺りの予算もあるので話しながら考えていきたい。

副委員長

そういうこともあるので、白黒にした時にトーンがわかるようなものにしないといけない。他に意見はあるか。この件は良いか。

事務局

先程申し上げなかったが、パンフレットについては後日メールで意見をいただくという形にして、この議題は終わりたい。

最後になるが、来年度の日程については、メールで調整させていただきたい。

副委員長

新年度になったら、メールがあり、調整ということになるのか。

事務局

そうである。

A委員

その他のその他だが、メールでということを感じたが、前回、議事録の確認ということで何かあればとメールが来たのでコメントを入れたが、その結果が何も返ってきていない。ホームページで見ることは自分でやるが、メールでやり取

りしたいということなのに返事が無いのはいかなものか。

副委員長

掲載する前に確認して欲しいということか。

A 委員

意見に対して返事して欲しいという話ではなくて、載せましたとか何か言って欲しい。

B 委員

メールのリテラシーの話、エチケットの話をしているのではないか。

D 委員

ホームページに載せました、ここを見てください、といった連絡が欲しい。探すのが大変である。

事務局

次回からそのようにする。

副委員長

他どうか。

E 委員

この間の広報ながれやまで、パブリックコメントを実施するという周知があった。今回は2つあり、流山市いじめ防止基本方針案と、第11次流山市交通安全計画案というものである。我々もパブリックコメントについて語っているので、こういうものは良く見るべきだと思う。

コミュニティ課のみなさんとの相談だが、広報に出る前に予定を事前に教えていただくことが可能か。そうすれば、我々も周りの人に周知することができる。

今年度、例えば2月から4月に向けて、こうした課のみなさんがパブリックコメントを予定しているというのをこの場で事前に共有していただくことは可能か。

事務局

今年度の予定については、年度当初に一覧でお渡ししている。令和3年〇月予定というように書いてある。予定ではあるが、大体の時期はわかるようになって

いる。

E 委員

年度当初にコミュニティ課から提供される一覧資料に市民参加手続きの実施予定時期が記載されていることは承知した。

D 委員

これは予定であり、イメージのため、我々も具体的な日時等詳細がわかれば周知できると思う。

E 委員

時期が決まった段階で教えてもらえれば準備できると思う。

事務局

ホームページには載せているので予定を見ていただきたい。

副委員長

前後することはあるが、広報に載るということになるし、予定表に従ってみていけば良い。

まだ少し時間があるので、気づきの時間に使いたい。いかがか。

E 委員

コミュニティ課がやっている安心メールには助けられている。あのような形で市民参加の機会があれば良い。安心メールで周知するというのも一つの選択肢になる。

D 委員

最近、安心メールを見て情報を得られるので、ビラを配るのよりも良いかもしれない。

副委員長

その他なにかあるか。

B 委員

いじめ防止基本方針に個人的に関心があり資料を全部読んだ。色々な背景があった上でのことなので、資料の最初のページを読み、市の考え方、なぜ改訂す

るのか、主目的みたいなのを読んで、内容が良いか悪いかは別にして、今までのパブリックコメントの資料の中でそうしたことが明示されていたのは初めてのように思う。市民参加の事務案内の中で、市の論点を公表することになっているが、論点が市から提出されたのを見たことが無い。ただパブリックコメントの資料を出すのではなくて、今までこうした経緯があって、このような継続事業があり、こういう課題があるから、今後このように計画を変えて、市民にはこのようなことをお願いしたいというような、そういうコミュニケーションの仕方をしてもらいたい。

いじめ問題については、細かいことを知らず、インターネットを調べ、このようなことがあったからどのように思いますかと言われれば流れがわかり、言えることもあると思う。市はこのように考えているという意思を是非出してもらいたい。

E 委員

そのような説明があると、パブリックコメントで意見を出すハードルが下がる。

B 委員

どうしても事務手続き的に、やりますから資料をみてくださいという感じがして、分厚い資料なのでハードルが高い。

D 委員

資料が置いてある場所もハードルが高すぎる。

F 委員

広報でパブリックコメントの話があるが、掲載する場所は決まっているのか。

事務局

その時の紙面の構成によるのでわからない。

D 委員

パブリックコメントが特集で出されたことがあったが。

副委員長

一年に一度くらいあると良いと思う。

事務局

何年か前にあったが、1面特集でやるのは難しい。何年かに一回、まわってくるものである。例えば、安心メールは今年の何回目で行きましょうというように打診がある。

副委員長

今はコロナで状況もわからないから、また機会があったら、よろしく願いしたい。

委員長

以上で、市民参加推進委員会を終了する。